

合併時における庁舎(新市事務所)の位置づけと合併特例債について

(1) 合併時における新市事務所の位置について

山東町、伊吹町、米原町の合併時及び米原市と近江町の合併時には、新市の事務所の位置については、それぞれ次のとおりとされた。

【「報告第22号 新市事務所位置検討小委員会の最終報告について」より抜粋】

1 審議の結果、確認された事項

- ・新市の事務所は、当面、行政改革の観点から新設せず、簡素で効率的な執行体制とすることを前提に、本庁機能を分担する庁舎として、現在の3町の庁舎を利用する。なお、新市の条例でそれぞれの庁舎を山東庁舎、伊吹庁舎、米原庁舎と規定し、その所在地を明記する。
- ・各庁舎に住民サービスの低下を招かないよう市民窓口を設置する。
- ・地方自治法第4条第1項の規定に基づき条例で定める事務所の位置は、交通の事情、他の官公署との関係を考慮して、当面、現米原町役場所在地（米原町下多良三丁目3番地）とする。（波線は今回追加）

【「協議第43号 新市の事務所の位置について」より抜粋】

1. 地方自治法第4条第1項の規定に基づき条例で定める新市の事務所の位置は、米原市役所米原庁舎所在地(米原市下多良三丁目3番地)とし、本庁機能を分担する庁舎として、山東庁舎、伊吹庁舎、米原庁舎とともに、現近江町役場を近江庁舎として利用します。
2. 各庁舎の名称及び位置は、条例で規定します。
3. 各庁舎には、市民窓口を設置し、住民サービスの低下を招かないよう配慮します。（波線は今回追加）

また、「米原市・近江町新市まちづくり計画」においては、新市の事務所については、次のように計画された。

【「米原市・近江町新市まちづくり計画」より抜粋】

6 公共的施設の統合整備 (前略)

なお、新市の事務所については分庁方式とし、現庁舎を活用することにより対応します。公共的施設のネットワーク化やワン・ストップ・サービスなどにより、住民サービスの低下を招かないよう努めます。

これらを踏まえ、現在の米原市の庁舎は、伊吹庁舎、山東庁舎、近江庁舎、米原庁舎の4庁舎による分庁舎方式となっており、市民窓口として、各庁舎に市民自治センターを設置している。

(2) 合併特例債について

米原市のように合併市町村が、まちづくり推進のため市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費については、その財源として借入れることができる特別な地方債として、合併特例債がある。合併特例債には期限が設けられており、合併年度及びこれに続く10か年度に限られており、返済時に元利償還金の70%を国が地方交付税で措置することとなっている。

なお、庁舎の建て替えなどの際に合併特例債で借入を行おうとする場合、米原市における合併特例債の発行可能期間は平成27年度までのため、それまでに建設を完了する必要がある。また、合併特例債における発行可能額は193億2,450万円（建設事業分に

限る。) に対し、134 億 1,810 万円（新市まちづくり計画での財政計画計上額）を見込んでいるが、上記「米原市・近江町新市まちづくり計画」の6 公共的施設の統合整備に示されているとおり、庁舎は4 庁舎を活用した分庁舎方式と定めているため、庁舎の建て替えに要する経費は、この中に見込まれていません。